

愛知県有機農業推進計画

平成 21 年 3 月 24 日制定

平成 27 年 3 月 27 日改定

令和 5 年 1 月 11 日一部改正

はじめに

- 農業は、食料の生産という基本的な役割に加え、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全や美しい景観の形成、生物多様性の保全など様々な多面的な機能を有しています。これらの多面的な機能は、農業が環境と調和する形で適切に営まれてこそ発揮されるものです。
- このため、愛知県では、1994（平成 6）年に「愛知県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らし環境への負荷を低減する環境保全型農業を推進してきました。さらに、環境保全型農業の普及・定着を進めるとともに、県民の関心の高い農産物の安全確保を図るため、2008（平成 20）年 3 月に「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」（2012（平成 24）年 2 月改定）を策定しました。2017（平成 29）年 3 月には「愛知県環境と安全に配慮した農業に関する実施方針」（2022（令和 4）年 12 月改定）を策定し、県、市町村及び関係団体が一体となった取組を推進しています。
- 一方、国においては、有機農業の確立とその発展を目指すため、2006（平成 18）年 12 月に「有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）」（以下「有機農業推進法」という。）が施行されました。さらに、2007（平成 19）年 4 月には、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な事項を定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が公表されました。
- 本県では、有機農業推進法及び基本方針に基づくとともに、化学肥料や化学合成農薬を使用する通常の農業に比べて、病害虫の発生等による品質や収量の低下が起りやすいなどの有機農業が抱える課題を踏まえて、2009（平成 21）年 3 月に「愛知県有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、有機農業に関する技術の研究や地域段階での推進体制の整備を行うなど、有機農業の推進を図ってきました。
- その後、国は、2014（平成 26）年 4 月に、有機農業を取り巻く状況を考慮しつつ、さらなる有機農業の推進のために新たな基本方針を公表しました（2020（令和 2）年 4 月改定）。また、2021（令和 3）年 5 月に「みどりの食料システム戦略」が策定され、2050（令和 32）年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大するという目標が示されるとともに、2022（令和 4）年 7 月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）」（以下「みどりの食料システム法」という。）が施行され、環境負荷低減事業活動の認定制度等が設けられました。
- こうした中、本県における有機農業の取組はわずかながら増加傾向が見られ

ています。しかし、耕地面積に占める割合は依然として小さく、栽培技術体系が確立されていないなど多くの課題が残されています。このような現状を鑑みながら、国の基本方針やみどりの食料システム法を踏まえ、本県の有機農業を一層推進するため、推進計画を改正します。

第1 基本的な考え方

1 有機農業の定義

有機農業は、有機農業推進法第2条で「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

こうした特徴を有する有機農業を、本県が推進する「環境と安全に配慮した農業」の特徴的な取組の一つに位置づけます。

2 推進の基本的な考え方

有機農業は、多くの場合、病虫害の発生や除草作業等により労働時間や生産コストが大幅に増加するなどの課題を抱えています。また、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）個々の取組が活動主体となっており、推進する体制も整っていません。このため、県内で2020（令和2）年に有機農業に取り組む団体等は350団体（個人を含む）で、作付面積は330ha（県内の作付面積全体の0.45%）となっており、有機栽培農産物を安定供給するための体制整備や需要の拡大を推進する必要があります（2021（令和3）年農業経営課調べ）。

この推進計画では、こうした現状を踏まえ、地域の実情等に配慮しつつ、有機農業者や関係機関等の協力を得て、以下の事項に重点を置き推進します。

- (1) 有機農業に資する栽培技術の開発及び普及
- (2) 有機農業者の定着支援
- (3) 有機農業に対する消費者等の理解促進
- (4) 生産から消費まで一貫した有機農業の体制づくり
- (5) 有機農業の取組を支援するための推進体制の整備

第2 計画の期間

計画の期間は、2022（令和4）年度からおおむね5年間とします。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて推進計画の見直しを行います。

第3 有機農業の推進の目標

有機農業に取り組む面積を、2020（令和2）年の330haから2030（令和12）年には900haに増やします。2030（令和12）年度を目標年度とし、必要に応じて見直しを行います。

第4 有機農業の推進施策

1 有機農業に資する栽培技術の開発及び普及

- (1) 農業総合試験場を中心に、有機農業で活用できる肥料、農薬等の資材や栽培技術について試験の実施及び効果の確認を行い、基礎資料を集約・公表します。
また、農業総合試験場と大学、スタートアップ等が共同で研究開発に取り組むあいち農業イノベーションプロジェクト等により有機農業に資する新たな栽培技術を開発します。
- (2) 除草作業等の省力化のために利用できるスマート農業技術について、農業総合試験場が研究開発を行い、普及組織（農業総合試験場普及戦略部、農業改良普及課）が実証及び普及推進を行います。
- (3) 有機農業者や有機農業に関心のある農業者等に対して、研修会等で試験研究成果の情報提供を行うとともに、実証結果等を基に技術の普及推進に努めます。
- (4) 有機農業者や有機農業に関心のある農業者等に対して、有機農業で利用できる農薬や肥料等の情報提供と、耕種的な病害虫対策や土づくり等を支援します。

2 有機農業者の定着支援

- (1) 有機農業を目指す新規就農者の研修先をリスト化し、支援に活用するとともに、成功事例をまとめ、栽培管理のポイントを明らかにし、新規就農者のサポートに活用します。
- (2) 市町村、農業団体、農起業支援ステーション等と県内で有機農業に取り組む生産者・消費者・流通関係者の集まりであるあいち有機農業推進ネットワークとの連携をすすめ、有機農業を目指す新規就農者に対し円滑な支援ができるよう情報共有に努めます。
- (3) 有機農業者への情報提供や関係者間の横断的な連携を構築するために、情報交換会を開催し支援します。
- (4) 「みどりの食料システム法」に基づく環境負荷低減事業活動の認定を希望する有機農業者等に対して、市町村や関係機関と連携して実施計画の策定や実施に向けた取組の支援に努めます。
- (5) 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づく日本型直接支払制度等の活用により、市町村等と連携し有機農業者等の支援に努めます。

3 有機農業に対する消費者等の理解促進

- (1) 有機栽培を含む環境に配慮した工程で生産された農作物により消費者と生産者をつなぐための情報提供ツールを、農業総合試験場を中心に開発します。
- (2) 生産者と消費者等とのネットワークをさらに拡大するとともに、生産者、消費者（実需者含む）、行政関係者を集めた懇談会等を開催し、お互いの理解促進を支援します。また、消費者の要望等を基に、有機農業により栽培された農産物の新たな需要の開拓、販売方法の見直しや多様化を推進します。

- (3) 消費者に有機農業で栽培された農産物をより身近に感じてもらうため、有機栽培農産物の販売拠点マップを作成・配布することなど情報提供に努めます。
- (4) 県のホームページ等により、有機農業に関する情報発信に努めます。
- (5) 食育や地産地消（「いいともあいち運動」）、農業・農村体験学習等の活動と連携し、地域の消費者や児童・生徒などの有機農業に対する理解の促進に努めます。

4 生産から消費まで一貫した有機農業の体制づくり

- (1) あいち有機農業推進ネットワーク等と一層連携し、関係者の理解促進に努めます。
- (2) 有機農業の推進に積極的な市町村の生産から消費まで一貫した地域ぐるみの取組を支援し、モデル産地の育成を進めます。
- (3) モデル産地の成果を広く共有し、新たな有機農業産地の育成や取組を支援します。
- (4) 有機農業者と周辺の生産者や住民が共存できるしくみ作りを支援します。

5 有機農業の取組を支援するための推進体制の整備

- (1) 愛知県環境と安全に配慮した農業推進協議会の「有機農業推進部会」の中で、有識者等を交えて本県の有機農業の推進方向を検討します。また、他産地の事例の勉強会等を開催し、本県における有機農業推進の参考にします。
- (2) 有機農業者が行う、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）」に基づく有機JAS認証水準の取組を支援するため、有機農業指導員の育成を進めます。
- (3) 品目別の有機農業支援体制を整備し、現場で実践しやすい技術の支援を中心に有機農業を推進します。
- (4) 各種補助事業の活用により、堆肥等の生産・流通に関する共同利用機械・施設の整備などを支援します。

第5 その他有機農業の推進に必要な事項

1 民間の団体等が行う有機農業の推進のための活動支援

有機農業の推進に取り組む民間の団体等に対して、有機農業の推進に関する情報提供や意見交換を行い、その活動の支援に努めます。

2 有機農業者等の意見の反映

有機農業者に対する現地での聞き取り調査や意見交換等により、有機農業者や消費者の意見を把握し、施策への反映に努めます。

3 調査の実施

有機農業の推進を図るため、生産・流通の動向、技術の開発・普及の動向、取組事例等の調査を必要に応じて実施します。

《推進体制イメージ》

